

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市糠山池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 西田井地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坂瀬池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城池西小池放水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高野頭首工地区	〃